

初期購買趣意書

本初期購買趣意書の解説にあたり、前提知識として「共創パートナーシップ 初期購買モデル契約書（逐条解説あり）」をお読みいただくことを推奨します。

■ はじめに

- ・ 事業会社がスタートアップの製品・サービスを試験的に購買して効果検証を行う際に、初期購買モデル契約書が取引に係る基本的な権利関係を定めるものであるのに対し、初期購買趣意書は、検証プロジェクトの内容や今後の協業に向けた両者の取り組みについて定めるものである。
- ・ また、事業会社は、スタートアップフレンドリーな内容のプロジェクトであることを初期購買趣意書に示すことで、継続的なスタートアップとの関係構築やブランドイメージの向上に繋がる。
- ・ 初期購買趣意書は、スタートアップの製品・サービスの購買契約の締結前に、事業会社とスタートアップとの協議の下で内容を検討し、事業会社側が作成・交付する書類であり、法的拘束力は持たない。
- ・ 検証プロジェクトの内容を定めるという点では、PoC 契約書なども存在するが、試験的な効果検証という位置づけを踏まえ、迅速に購買及び検証に移行するために、あえて法的拘束力を持たない初期購買趣意書という形式を採用している。
- ・ 初期購買趣意書は、購買契約を締結する前段階で、事業会社からスタートアップに対して提示することを想定している。事前に秘密保持契約を締結していない場合は、初期購買趣意書を交付する時点で秘密情報を保護する契約がない点を留意すべきである。

初期購買趣意書の活用シーン

初期購買趣意書は、一般的な秘密保持契約の締結後、購買/利用契約を締結する前に、事業会社がスタートアップに対して、検証プロジェクトの内容や今後の協業に向けた両者の取り組みを定めるために、提示する文書である。

想定シーン

1. 大手機械メーカーY社は冷凍倉庫の省人化対応に資する倉庫内輸送ロボットの開発に取り組んでいる。
2. Y社では、極低温環境でも長時間安定して稼働可能なバッテリー技術が必要となった。
3. Y社は、スタートアップX社のバッテリー技術を用いることで対応可能と考え、

まずは現場で迅速に検証するため、製品の購入を行うための契約締結を行う。

目次

1 初期購買の目的・基本情報

1.1 初期購買の目的

1.2 主要連絡先

2 検証プロジェクト

2.1 プロジェクトの背景

2.2 プロジェクトの目的

2.3 達成目標

2.4 プロジェクト概要

2.5 マイルストーン

2.6 予算

3 法的拘束力

1.1 初期購買の目的

- ・ 初期購買の目的は、X社（以下「甲」という。）のバッテリー関連製品（以下「本製品」という。）を評価・検証することである。
- ・ 当該評価・検証プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）では、本製品が、冷凍倉庫の省人化対応に資する倉庫内輸送ロボットの開発において、極低温環境でも長時間安定して稼働可能であることを検証する。検証の過程において弊社（以下「乙」という。）はコンサルティング、エンジニアリング、その他開発行為は行わないことを基本とする。
- ・ また各当事者のすべての既存の知的財産権は、その当事者の排他的な財産であり続け、いかなる当事者も他方の当事者の既存の知的財産権に対する権利または利益を取得することはない。
- ・ 本プロジェクトにおいて、乙は甲に対して競合会社との取引や検証を禁じる等の排他的な要求も行わないものとする。
- ・ 本プロジェクトでは、評価・検証という目的に加え、甲による本製品の改善活動に寄与することも目的とする。したがって、乙は甲に対して、本製品に係るフィードバックを行うように努める。
- ・ 本プロジェクトの結果、本初期購買趣意書（以下「本趣意書」という。）で定めた目標値を達成した場合には、本製品の本格採用に向けて双方で誠実に協議を行うものとする。また、仮に本製品の採用に至らなかった場合、その理由について乙は甲に対して説明を行う。

- ・ 一方で、本プロジェクトは甲が乙の長期的なパートナーとなることを保証するものではなく、達成目標の達成可否に関わらず、乙が甲に対して本製品を継続的に発注する義務を負うものでもない。

<ポイント>

- ・ 事業会社による本製品の購買の目的は、評価・検証であることを記載している。
- ・ 評価・検証を円滑に進めるための事業会社側の対応方針を示している。
- ・ 一方で、あくまで評価・検証が目的であるため、本製品の継続的な発注を約束するものではないことも併せて記載している。

<解説>

- ・ 本趣意書は、事業会社がスタートアップの製品・サービスを試験的に購買して効果検証を行う際の、検証内容や今後の協業に向けた両者の取り組みについて定めることで、事業会社とスタートアップ双方の認識を合わせ、懸念を払しょくし円滑に検証プロジェクトを実施することを目的としている。
- ・ 本項目では、検証プロジェクトを実施する際に懸念となりそうな点について、事業会社側が予め対応方針を示している点がポイントである。具体的には、本検証段階においては開発行為を行わないことを基本とすること、知的財産権に対する要求を行わないこと、排他的な要求を行わないこと、プロジェクトの結果を適切にフィードバックすること、X 社による本製品の改善活動のために可能な範囲でフィードバックに努めることを明記している。なお、事業会社として、本検証段階の後に生じる可能性のある自社及びスタートアップとの開発の段階を一連の開発活動として捉えることは妨げられない。
- ・ 特にフィードバックについては、スタートアップの関心度が高く、事業会社も本趣意書で明記することで、継続的なスタートアップとの関係構築やブランドイメージの向上に繋がるため、記載することで有意義な初期購買趣意書となる。
- ・ 本趣意書自体に法的拘束力はないが、事業会社が自ら上記対応方針を示すことは、スタートアップ側の懸念を払しょくし、取引を円滑化させることに大きく寄与する。

1.2 主要連絡先

- ・ プロジェクト責任者：

名前：

役職：

住所：

Eメール：

電話番号：

・ 技術責任者：

名前：

役職：

住所：

Eメール：

電話番号：

<ポイント>

- ・ 本プロジェクトに関与する事業会社側の責任者を明確化している。

2.1 プロジェクトの背景

- ・ 乙は冷凍倉庫の省人化対応に資する倉庫内輸送ロボットの開発に取り組んでいる。開発段階で、既存のバッテリーでは極低温環境に耐えられず、バッテリーの交換にコストや人手を要している。
- ・ 極低温環境下で長時間安定して稼働可能なバッテリー技術を有する甲の本製品を導入し、輸送ロボットの製品化を行う想定をしている。その結果、顧客の冷凍倉庫の省人化に寄与するという戦略的利益の獲得を目指している。
- ・ そのために、甲のバッテリーが極低温環境下で長時間安定した出力で稼働可能かを検証するために本プロジェクトを実施する。

<ポイント>

- ・ 本プロジェクトの背景である事業会社側の課題認識について記載している。

<解説>

- ・ 本プロジェクトのようなスタートアップの製品・サービスの評価・検証を含む、スタートアップ協業における課題として、協業という手段が目的化してしまい、何のために・何故やるかが不明確となることで、協業へのコミットメントが高まらない点が挙げられる。その結果として、プロジェクトが頓挫するケースや、そもそも事業会社側のニーズが存在せず事業部門の協力が得られないケースは多々ある。
- ・ そのため、事業会社がスタートアップの製品・サービスの導入及び、スタートアップとの協業を検討するに際し、自社が抱える切迫感のある課題を起点とすることは協業へのコミットメントを高める上で非常に重要である。

2.2 プロジェクトの目的

- ・ 本プロジェクトの目的は、本製品を用いることで乙が開発中の倉庫内輸送ロボットが極低温環境下においても安定して稼働できるか、評価・検証することである。

<ポイント>

- ・ 本プロジェクトの目的について具体的に記載している。

2.3 達成目標

- ・ 本プロジェクトにおける達成目標は以下の通りである。
〈極低温下（〇度以下）で、乙が開発中の倉庫内輸送ロボットを△時間以上の稼働させることができる。〉
- ・ 上記達成目標はあくまで本製品の性能に対する期待を反映した目標であり、本製品がこれに満たなかったとしても、責任追及等の対象となるものではない。
- ・ 上記達成目標を満たすことは、本製品の継続的な購入や次フェーズの協業オプションへの移行を約束するものではない。

<ポイント>

- ・ 本プロジェクトにおける達成目標を明確化している。

<解説>

- ・ 達成目標を明確化することは、スタートアップにとって非常に有益である。
- ・ かつては、本開発への移行を示唆されながら、次から次へ PoC での追加対応を求められ、にもかかわらず本開発に移行せず、PoC に係るコスト回収ができずに資金が尽きてしまうケース（いわゆる「PoC 貧乏」）が散見された。
- ・ こうした懸念を払しょくするためにも、可能な限り具体的に検証プロジェクトにおける達成目標を設定することが望ましい。
- ・ 一方で、当該達成目標の達成により必ずしも継続的な購入や次フェーズの協業オプションに移行できるわけではない実情もあるため、その点に留意した内容を記載している。

2.4 プロジェクト概要

1. 乙は、冷凍倉庫内輸送ロボットに関する図面、仕様に関する情報、本プロジェクトにおいて期待されるバッテリー性能を含めた目標スペック、その他本プロジェクトを進めるにあたり必要となる情報を甲に提供する。また、プロジェクトの利害関係者を明確化し、効果的なプロジェクト運営のためのコミュニケーション・チャンネルを確立する。
2. 乙は、甲と協議の上で本プロジェクトにおける詳細計画を検討する。詳細計画には、本プロジェクトにおける役割分担や、本製品に対して行われる試験項目や具体的な方法が含まれる。
3. 乙は、甲の協力の下、詳細計画に沿って本プロジェクトを行う。検証の後、以下の事項を含む通知を、本検証結果を乙が確認後 2 か月以内に行う。

〈本製品の継続的な購入や次フェーズの協業オプションへ移行するか否かの結論〉
〈上記に移行しない場合は、その理由〉

＜ポイント＞

- ・ 本プロジェクトのスコープについて、事業会社とスタートアップ双方の認識を合わせるために、大まかな進め方を記載している。

＜解説＞

- ・ 詳細な検証方法や試験項目については、本製品の購入を行う時点で確定することが難しい面もあるため、別途詳細計画に定めることとしている。
- ・ また、検証の後、事業会社が相当な期間内に本製品の継続的な購入や次フェーズの協業オプションへ移行するか否かの結論をスタートアップに通知することとしている。スタートアップとしては、本プロジェクトの結果が今後の事業戦略に大いに影響する可能性もあるため、結論を早期に確認したいニーズがある。したがって、可能な限り早期に結論を通知することが望ましい。
- ・ また、本製品の継続的な購入や次フェーズの協業オプションへ移行しない場合には、その理由をスタートアップに通知することとしている。その際、可能な限り具体的に改善すべきポイントの指摘などがなされることが望ましい。スタートアップにとっては製品改善に繋がり、ひいては事業会社が求める水準の製品の開発に繋がる可能性があることから、双方にとってメリットがある。

2.5 マイルストーン

- ・ 本プロジェクトにおける主要なマイルストーンは以下の通りである。
- ・ なお、正確なスケジュールは、プロジェクトのキックオフで決定される。

マイルストーン	アウトプット	主なタスク（甲）	主なタスク（乙）	想定時期
キックオフ	検証計画 KGI/KPI	検証計画、KGI/KPI に関する協議参加	検証計画、KGI/KPI の検討	XXXX/XX/XX
検証実施	検証記録	製品の納入 セッティング	検証環境の構築 検証の推進、記録	XXXX/XX/XX
評価・分析	評価レポート	（必要に応じて） データ分析支援	効果測定、データ分 析、レポート作成	XXXX/XX/XX
成果報告	成果報告書	報告書の内容確認	報告書の作成	XXXX/XX/XX
*結果通知	結果通知書	（特になし）	本格採用要否を通知	検証終了日+2 M

*本趣意書で定める検証期間が終了した日から2か月以内に、本製品の継続的な購入や次フェーズの協業オプションへ移行するか否かの結論を通知するものとする。

＜ポイント＞

- ・ プロジェクトのプロセスやスケジュールを明確化する。

<解説>

- ・ プロジェクトのマイルストーンを予め定めることで、プロジェクトの想定外の長期化を防ぐことができる。
- ・ PoC における典型的な課題として、事業会社とスタートアップのスピード感の違いが挙げられる。こうした課題を解消するためにも両者でプロジェクトの時間軸について目線を合わせることは重要である。
- ・ なお、検証プロジェクトの期間は、海外事例では 1-16 週間程度とされるのが一般的である。その上で、スタートアップの製品・サービスの内容や検証内容等により期間は異なる。

2.6 予算

- ・ 乙は、甲に対して、以下に示す本プロジェクトの関連費用を負担するものとする。

<バッテリー関連費用>

- ・ 乙の冷凍倉庫内輸送ロボットに搭載するバッテリーに係る費用及び輸送費

<人件費>

- ・ 甲の担当者がプロトタイプの設置業務、利用開始のためのサポート業務への対価

<ポイント>

- ・ パイロットプロジェクトで発生する予算を明確化する。

<解説>

- ・ 本趣意書にて、事業会社がスタートアップに対して依頼する内容（対価の支払いが発生する内容）を明確化する。これを前提として金額について協議を行った後、購買約等により金額を明確化し、支払い義務を定める。
- ・ 本趣意書の想定シーンでは、スタートアップは本製品の販売（輸送を含む）と、必要に応じて設置業務や利用開始に抱えるサポート業務を行うことのみを想定している。一方で、スタートアップが販売及び設置・利用開始に係るサポートを超える業務（試験・検証・追加開発等）を行うことは想定しておらず、もしスタートアップがこのような業務を行う場合は、別途業務委託契約や PoC 契約を締結することが必要である。
- ・ なお、製品に保守・運用が必要となった場合も、原則人件費として支払いを行うことが望ましい。保守・運用の一環で製品のカスタマイズ的な対応が必要である場合は、別途の業務委託契約等を締結することが必要である。

3 法的拘束力

本趣意書は、法的拘束力を有しないものとする。ただし、本趣意書と重複する内容につ

いて他の合意がある場合、当該合意によって法的効力を有しうることを妨げるものではない。ただし、事業会社はスタートアップのリソースが限られていることを理解し、誠意をもって取り組むものとする。

<ポイント>

- ・ 本趣意書は法的拘束力を有しないことを明確化するための記載である。

[住所]

●●株式会社

[役職、氏名] 印

<ポイント>

- ・ 本趣意書は法的拘束力を有しないものの、事業会社において今後のプロジェクトの推進について真摯な意向を示す意味で、記名押印欄を設けた。